

非常変災時の措置について

令和5年(2023年)5月9日

とよなかしりつうえのしょうがっこう
豊中市立上野小学校

とよなかしきょういくいんかい つうち しゅし もと かき とお たしま ねが
豊中市教育委員会の通知の主旨に基づき、下記の通りといたしますので、よろしくお願ひします。

ふだん きしょうおよ ひじょうへんさいとう じょうほう じゅうぶん りゆうい
なお、普段より、気象及び非常変災等の情報には、十分ご留意ください。また、学校への問い合わせ
てんわ えんりよ
の電話はご遠慮ください。

ひじょうへんさいじ でんしんでんわとう つうしんしゅだん しゃだん かもうせい たぶん りょうしょう
非常変災時には、電信電話等の通信手段が遮断される可能性が多分にありますので、あらかじめご了承
ください。

★ 気象条件による変災等について

1. 登校前に、豊中市に「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」「
こうずいはいほう ぼうふうとくべつはいほう おおあめとくべつはいほう
洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合

① 午前7時以降～午前10時までの間は自宅待機し、解除しだい安全に留意し登校させて下さい。

★午前10時までに解除の場合は給食があり、通常通りの授業となります。

★尚、保護者の判断において、児童の安全確保上登校させない場合は「出席停止扱い」になります。

② 午前10時を過ぎても、豊中市に「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、
しんすいがい しょうずいはいほう ぼうふうとくべつはいほう おおあめとくべつはいほう
浸水害)」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合は、臨時
きゅうぎょう
休業になります。

2. 登校後に、豊中市に「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」「
こうずいはいほう ぼうふうとくべつはいほう おおあめとくべつはいほう
洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令された場合

① 警報の内容及び時間等、状況から児童の安全を第一に学校で判断し、必要に応じCoDMON(コド
もん)で、保護者に連絡いたします。

② 必要に応じ連絡があった場合は、保護者は児童を学級まで迎えに来てください。

★ 地震発生の場合

1. 登校前に、豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休業といたします。なお、震度5
みまん て せいめい あんぜんかくほ さいゆうせん ほごしゃ したくたいき ほんだん
未満であっても、生命の安全確保を最優先に保護者が自宅待機させるかどうか判断してください。

2. 登校後に、地震が発生した場合は、通学路の安全、校内の被害状況を点検し、下校させたり、校内
たいき てきせつ そち
に待機させたりするなど適切な措置をとります。

★ 上記のような場合は、保護者の迎えにより、児童を下校させることを原則とします。

ほしほうはんじょうあんぜんかくほ ひつよう ばあい
★防犯上安全確保が必要な場合

じどうざいこうちゅう けいさつ きょういくいんかいとうかんけいきかん じどう あんぜんかくほ ひつよう しじ
児童在校中に、警察および教育委員会等関係機関より、児童の安全確保を必要とする指示があった
ばあい ないようおよ じかんとう じょうきょう がっこう ほんだん ひつよう おう ほごしや れんらく
場合は、内容及び時間等、状況から学校で判断し、必要に応じ CoDMON（コドモン）で保護者に連絡い
たします。

- ① 危険性が非常に大きい場合は、CoDMON（コドモン）で連絡しますので、保護者は児童を学級まで
むか き
迎えに来てください。
- ② 危険を回避し、予防しなければならない場合は、集団下校（学年ごとまたは地区）を行います。

★その他

とつぱつてき ふそく じたい とき しゅうだんげこう
・突発的な不測の事態の時は、集団下校をすることもあります。

★連絡方法について

れんらくほうほう
・基本的には、CoDMON（コドモン）で保護者に発信します。

★非常変災時等の下校の方法について

しゅうだんげこうとう じっし ばあい れんらく ひじょうへんさいとう じょうきょう
集団下校等を実施する場合は、CoDMON（コドモン）にて連絡いたします。非常変災等の状況により
げこう い か ほうほう おこな
下校を以下の3つの方法で行います。

- ① 全校一斉下校（緊急に下校する場合；近隣の学年児童で下校）
- ② 全校集団下校（学校待機を要する場合；地区ごとに下校）
- ③ 保護者に迎えに来てもらっての下校（児童の安全確保が最優先される場合）

- ① 大雨警報には3種類あり、特に警戒すべき事項が表題に明示され、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように気象庁から発表されます。
- ② 大雨警報の3種類のうち非常変災時の措置の対象となるのは、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となります。（「大雨警報（土砂災害）」は非常変災時の措置の対象外となります。）
- ③ よって、「大雨警報（土砂災害）」だけが発令されても、自宅待機や臨時休業にはならず、通常通りの授業とします。
- ④ テレビのニュースやテロップでは上記の種別が明示されないことが多いですが、気象庁のホームページ、豊中市ホームページ（「おおさか防災ネット」にリンク）、NHK データ放送（NHK総合テレビのチャンネルに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す）でも確認いただけます。

★「豊中市」の警報・注意報の発表状況を知る方法

とよなかし
豊中市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>